

## 暴力追放運動推進センターの代表者の変更

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更しようとする旨の届出があった。

令和四年六月二十七日

岡山県公安委員会

### 一 変更に係る事項

代表者を那須信行から池永亘に変更する。

### 二 変更しようとする年月日

令和四年六月二十八日